

千代田区自転車活用推進計画策定協議会設置要綱

令和6年8月1日6千環環総発第313号

(設置)

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項の規定に基づく千代田区自転車活用推進計画（以下「計画」という。）の策定に向け必要な事項を検討するため、千代田区自転車活用推進計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 千代田区自転車ネットワーク計画（千代田区自転車利用ガイドラインの基本方針の一つである「快適に走る」の実現を目的とする計画をいう。）の策定に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、千代田区長（以下「区長」という。）が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 道路管理者が指名する者
- (3) 交通管理者が指名する者
- (4) 鉄道事業者に属する者
- (5) 自転車に関する団体に属する者
- (6) 地域関係者
- (7) 公募区民
- (8) 区職員
- (9) その他区長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により学識経験者のうちから決定する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、協議会に委員以外の者に対し出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

3 協議会は、これを公開とする。

(幹事会)

第7条 協議会は、計画策定に係る意見調整を行うため、千代田区自転車活用推進計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を設置することができる。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(庶務)

第8条 協議会及び幹事会の庶務は、環境まちづくり部環境まちづくり総務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表（第7条関係）

役 職	職 名
座長	環境まちづくり部長
委員	子ども部子ども総務課長
委員	保健福祉部福祉総務課長
委員	地域振興部コミュニティ総務課長
委員	環境まちづくり部環境まちづくり総務課長
委員	同部基盤整備計画担当課長
委員	同部景観・都市計画課長
委員	政策経営部企画課長